

令和2年第11回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月12日(木) 午前9時30分から10時30分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第14号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について  
議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
議案第53号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤坂 和 浩 君
総務班長	黒沢 満 尋 君
主 幹	川村 悦 子 君

## 7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和2年第11回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（小保内）** 本日は、全員出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、3番 三浦弘文委員と10番 中里光明委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局の赤坂次長を指名します。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**議 長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

**議 長（岩井）** よろしいですか。

**13番（竹原）** 自治会長会議出席とのことだが、農業委員会として出席して、

何か提案とかしたのか。聞くだけなのか。

**議長（岩井）** 農業に関する質問はありません。  
町の行政に対しての質問が多いです。以上です。

**13番（竹原）** 農業委員会としてのテーマとかも出したことがないのか。

**議長（岩井）** 農事組合長会議の時は、若干、質問があると思いますが、今回の場合は、ありませんでした。

**議長（岩井）** そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** 無いようですので、以上で日程第2 業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3 報告第14号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。

報告第14号は、柏田雅俊委員に関する事案となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限される場所ですが、報告事案でもあることから、参考人としてこのまま着席いただき、議事を進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは、柏田雅俊委員着席のまま、議事を進めます。報告第14号について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは、議案書の1ページ報告第14号と参考資料の1ページを御覧ください。

五戸町農地移動適正化あっせん基準8の（1）の規定に基づき、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、同基準8の（7）及び同基準細則7の規定により、あっせん委員2名を指名して、あっせんに付したから御報告いたします。

農地の所在は、大字倉石又重字天神前、地目は田で6筆になります。面積は、合計で●●㎡、これは、11月4日にあっせんは成立しております。

参考に売買価格は、●●円、10a 当たり約●●円になります。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**議長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** 特に発言が無いようですので、以上で報告第14号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番 高橋克委員と13番 竹原誠委員です。  
調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** 次に、日程第4 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** それでは、今月の農地法第3条の許可申請について、説明させていただきます。

議案書の2ページ、参考資料の3ページを御覧ください。

議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定より、下記農地の申請があったので審議を求めます。

今月の許可申請は、1議案5件です。1番から3番は、贈与による所有権移転に関する件、4番は売買による所有権移転に関する件、5番は、使用貸借による権利の設定に関する件です。

1番、字新田窪、畑、1筆、面積は、●●㎡です。

2番、大字倉石中市字津久志森、田、計3筆、面積は●●m<sup>2</sup>です。

3番、大字上市川字内窪、字附柳、字中筒、畑、計4筆、面積は、●●m<sup>2</sup>です。

4番、大字豊間内字大開、畑、1筆、面積は、●●m<sup>2</sup>です。

5番、大字切谷内字外ノ沢、畑、1筆、面積は、●●m<sup>2</sup>です。  
使用貸借の期間は、20年間です。

1番から5番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

共に経営の安定、農作業の効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。ご参考までに売買価格をお知らせします。

4番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**高橋克調査委員** 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の2ページ、議案第50号と参考資料の3ページを御覧ください。11月4日に岩井会長と竹原誠委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は、県外に居住しており、管理ができなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、ごぼうを作付けするそうです。

2番は、譲渡人は譲受人と同じ集落出身で、知人から譲渡人を紹介されて、話し合いの中で譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、長いも、ごぼう、にんにくを作付けするそうです。

3番は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が世代交代を考えており、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、きゅうり、長いも、ごぼうを作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、きゅうりを作付けするそうです。

5番は、譲渡人と譲受人である農業生産法人の代表取締役は夫婦で、譲渡人は、高齢になり、作付けができなくなったため、譲渡人から申し出があり、農地を使用貸借するものです。

譲受人は、大根、ごぼうを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議長（岩井）** よろしいですか。

**15番（中川原）** 質問というよりお知らせいただきたいと思いますが、5番ですが、株式会社●●●●、とありますが、農業生産法人かどうか確認したいのですが、どうなっておるのか。資料がついていないようですが。

**事務局（川村）** 調査委員から農業生産法人ということで説明させていただきましたが、株式会社●●●●は、六戸町では農地を所有していて適格法人となっております。ただ、五戸町では農地を所有していませんので、農業生産法人という言葉を使わせていただきました。

**議長（岩井）** そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第51号「農地法第4条の規定に基づく農地転用許

可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは、議案書の4ページ、議案第51号と参考資料の17ページを御覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は、1議案1件です。

農地の所在は、大字倉石中市字清三久保●●番●●、地目は畑、面積は●●㎡、転用目的は、植林で、カラマツを2,000本植える予定になっております。この農地は、その他の2種農地と判断いたします。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の事務局の説明に関連して、調査委員を代表して竹原誠委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**竹原誠調査委員** 農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の4ページ、議案第51号と参考資料の17ページを御覧ください。3条申請と同じく、11月4日に現地調査を行いました。

1番は、周囲が山林であり、労働力不足で農業に従事することができなくなったため、カラマツを植林し、山林に転用する計画です。周囲の状況は、東側、南側、西側が山林で、北側が畑となっているが、現在は耕作されていない畑であり、周囲に影響がないことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

調査委員の方々、ありがとうございました。  
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

**議長（岩井）** 次に、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

議案第 52 号の 1 番については、柏田雅俊委員に関する事案であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いいたします。

（柏田雅俊委員 退席）

**議長（岩井）** それでは、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の 5 ページ、議案第 52 号を御覧ください。

五戸町長より令和 2 年 10 月 26 日付け、五農林第 3 2 5 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 2 件で、合計面積は●●m<sup>2</sup>です。

1 番だけ御説明いたします。農地の所在は、大字倉石又重字天神前の田が 6 筆、これは、さきほど、報告 14 号で御説明いたしました、あっせん成立による所有権の移転になります。田が 6 筆で、面積は●●m<sup>2</sup>です。以上になります。

**議長（岩井）** それでは、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13 番（竹原）** 今回、調査委員でしたけれども、発言してよろしいですか。あっせん委員に指名されて、あっせん委員会を開いて、そして、委員会が終わった後、調査会を行ったが、たまたまあっせんする場所が、私の住んでいる倉石地区でした。私が考えるに同じ地区の人で良かったと思う。なぜなら、状況を知らなければ、倉石地区外のほ



かの地区と言われても田でも畑でも状況があるでしょう。水はけが悪いとかで価格が決まる訳でしょう。あっせん委員が承認するんでしょう。過去の経緯を思い出してもわからないがあっせん委員会を開くに調査委員が事前に決まっていると思うが、順番に充てていて、その後、議案があがってくるでしょう。たまたま私が当たって良かったと思っているけれども、今後、考えてあっせん委員2名のうち1名を案件地区の委員にするべきだと思います。後で検討してお知らせください。以上です。

**議長（岩井）** わかりました。今までは、輪番制としてやっていますが、竹原委員の考え方というのは、地元の委員を1名入れるというふうなことなので、以後、検討させていただきたいと思います。そのほかございますか。

**15番（中川原）** 今、いい案がでたようでございますが、私は前から職員として、農業委員会のあっせん事業にタッチしておりました。その時、今の詳しい書案説明が無かったんですが、あっせん基準がございまして、それを新しい農業委員も出てきましたので、その方々については、あっせん委員の基準、どういうものか、要領、これを説明したことがございますか。それを説明していただきたいと思います。説明したことがあるか無いか。

**事務局（黒沢）** はい。私は、説明したことはありません。

**15番（中川原）** 説明をしたことが無いという答弁ですが、ちゃんとある訳です。最低でもあっせん委員の方々、全然わからないであっせん委員会に出ていました、そういう話はないでしょう。それをどう考えますか。最低でも皆さんにあっせん委員の必携、要領、基準で分れていますが、最低でもこれを読んでいただいて、理解したうえであっせんに合致しているかどうか、そこから始まると思うんです。それをどうしてやらないんですか。知らないまま、あっせんですよという訳にはいかないでしょう。

**13番（竹原）** 私も前からやっていますが、よくわからない部分がありますから、今の意見と合わせて、次の総会までにでも皆さんに渡したらいかがか。

**事務局（黒沢）** はい。では来月の総会の時に皆さんへあっせんの要領等をお渡ししたいと思います。

**15番（中川原）** 意見としてよろしいですか。私、前々からそう考えてきましたが、でも、ある程度、知識、経験のある方々が農業委員に任命されてきている、推薦されてきていると思っておりましたので、これが平成26年にできてますから、新改正の要綱基準が。だから、その前からなので、今説明していることが。これに合致しなければ、あっせん基準を充たさなければ対象にならない。それから始まりますので。

**議長（岩井）** 今の15番、中川原委員の意見に対して、事務局では資料、説明するということで皆さんの了解をいただきたいというふうに思います。では、事務局、よろしいですか。

**事務局（黒沢）** はい。わかりました。

**議長（岩井）** それでは、議案第52号の1番について、そのほかご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第52号の1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第52号の1番は原案のとおり決定いたしました。

ここで、柏田雅俊委員を入室させてください。

（柏田雅俊委員 入室、着席）

**議 長（岩井）** 次に、議案第 52 号の 2 番について、事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の 6 ページになります。6 ページを御覧ください。これは、農地中間管理事業を活用する一括方式による貸借になります。農地の所在は、大字倉石石沢字下芋堀沢の畑が 3 筆、面積は合計で、●●m<sup>2</sup>、こちらは 5 年間の賃貸借で、賃借料は、10 a 当たり●●円、合計で、1 年で●●円ということになります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

**議 長（岩井）** 、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議 長（岩井）** よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第 52 号の 2 番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第 52 号の 2 番は、原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第 53 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** それでは、議案書の 7 ページ、議案第 53 号と参考資料の 29 ページを御覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案 12 件です。

1 番から 4 番の大字浅水字長坂の畑、字狐久保の畑、字島田の田字狼子沢の畑、計 4 筆について、令和 2 年 10 月 22 日、所有者から

申し出がありまして、1番と3番については、35年くらい前、2番と4番については、18年くらい前から耕作していないため、農地に復元することが困難である土地です。

次に、5番から8番の大字上市川字天狗沢の田、4筆について、令和2年10月12日、所有者から申し出があり、30年くらい前から湿地であるため、耕作しておらず、自然荒廃しており、農地に復元することが困難な土地です。

9番と10番の大字上市川字天狗沢の田、2筆について、令和2年9月18日、所有者からの申し出で、湿地であるため、20年以上前から耕作しておらず、自然荒廃しており、農地に復元することが困難である土地です。

11番と12番の大字上市川字林ノ上の田、2筆について、令和2年10月12日所有者からの申し出で、湿地であり、10年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており、農地に復元することが困難である土地です。

1番から4番は、令和2年11月4日の農地調査会、5番から12番は、令和2年10月26日の上市川地区農地パトロールで現地確認した結果、農地法の運用について、第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

12筆、合計●●m<sup>2</sup>です。説明は以上です。

**議長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**13番(竹原)** 私も調査委員として歩いたけれども、現実問題として、11番、12番は10年くらいで本人の申し出で、このような方は、理解のある方だと思う。倉石地区でもこのような土地は数か所あります。なかなか本人からの申し出なんてありえないことだし、この地区は川内地区で、農地パトロールで確認したとのことだが、農地パトロールは当然、毎年行うべきだし、現実的に、地区別に考えてもらう必要がある。倉石地区はそう思います。こうして、本人からの申し出でなんてなかなか無い。特に地目が田、畑だと。少し時間をかけても事務局の方で検討してもらって。ただ農地パトロールしただけではいかななものかと思う。

**議長(岩井)** そのほかございますか。

**17番（鈴木）** 今の意見は、本人から申し出がなくても、この間農地パトロールした場所で、だれが見てもやれない、大きな木とかあるいは、地形や水路を管理しないために、地下水が高いなどそういう地域から申し出がなくても審議するのか。

**議長（岩井）** そういう意味ですので、事務局等も交えて検討するというようにしたい。

**事務局（赤坂）** 農地パトロールして、もう非農地として判断したものは、その所有者のほかにも同じような荒廃農地がある人は保留している農地もあるけれども、それ以外の人については、通知は出しています。

**議長（岩井）** 13番、竹原委員の意見に対しては、本人の申し出がなくても、農地パトロールにより審議するという事です。

**15番（中川原）** 今、1番から4番まで、浅田地区の管内で出てましたが、これは、農地パトロールの時、見た場所ですか。その時、植林した農地だということの判断でした。それがどうなってこういう風に、年数が経ってそうなのかそれとも3番土地は河川の関係で植林して18年経過した土地だと隣地の人がいまして、その時、調査したんですが、その辺がどうなってこういう風になりましたか。

**議長（岩井）** 暫時休憩いたします。

（休憩中）

**議長（岩井）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議長（岩井）** 議案第53号の荒廃農地についての質疑ございますか。

.0

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第53号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 (岩井)** 全員賛成ですので、議案第 53 号は非農地と判断することに決定いたしました。

**議 長 (岩井)** 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって、令和 2 年第 1 1 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年11月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員